

起業家支援制度

1. 制度概要

項目	内容
実施事項	以下起業家への助成事業 ①株式会社、合同会社、合名会社、合資会社 ②NPO法人、一般社団法人、社会福祉法人、学校法人(保育分野)
適用対象者	なでしこ同窓会会員
助成回数・助成額	会員1人あたり、①②のいずれか1回限り・10万円
助成申請期限	設立後6ヶ月以内

※ただし、会員および法人(上記①②)が反社会的勢力に属する、該当する、また関係している場合は助成の対象外

2. 助成要件

① 株式会社・合同会社・合名会社・合資会社の会社設立1回に限り、10万円を助成	・代表者が、なでしこ同窓会会員であること ・設立場所(住所)が日本国内であること
② NPO法人・一般社団法人・社会福祉法人・ 学校法人(保育分野)の法人設立1回に限り、10万円を助成	

3. 申請方法

① [起業家支援制度申請書](#)をダウンロード

② 申請者(代表者)自身が上記①でダウンロードした申請書に記入・押印

③ 「申請書」および「登記簿本」の2点を提出

[提出先] 〒215-8542 川崎市麻生区東百合丘3-4-1 田園調布学園大学内
なでしこ同窓会・起業家支援制度事務局 宛

※提出期限は、設立後6ヶ月以内です

4. 助成方法

締切日	毎月月末締切
助成月	申請月の翌月に審査*を実施⇒ 審査会の翌月末までに助成金振り込み *第1次審査:書類審査/第2次審査:訪問審査/第3次審査:審査会
振込先	申請書に記入の口座(銀行または信用金庫)
助成連絡	申請月の翌々月に助成決定通知書を郵送